

Web ページ制作(WordPress)業務委託約款 新旧対照表

変更前	変更後
<p>この「Web ページ制作(WordPress)<u>制作業務委託約款</u>」(以下「本約款」という。)は、スターティア株式会社(以下「当社」という。))がお申込者に提供する<u>保守・運用サポートを含まない簡易型ホームページ制作サービス</u>の利用契約(以下「本契約」という。)に適用される。</p>	<p>この「Web ページ制作(WordPress)業務委託約款」(以下「本約款」という。)は、スターティア株式会社(以下「当社」という。))がお申込者に提供する簡易型ホームページ制作サービスの利用契約(以下「本契約」という。)に適用される。</p>
<p>第 1 条 (請負契約)</p> <p>1. 本契約の締結により、お申込者は、本申込書記載の Web サイト(以下「本 Web サイト」という。)の制作にかかる業務(以下「本件業務」という。)を当社に委託し、当社はこれを受託する。</p> <p>2. 本件業務の委託は請負契約とする。</p> <p>3. 当社は第 3 条で定めるデザイン・コンテンツ及び仕様のとおり Web サイトを完成させる義務を負うものとするが、お申込者の売上高、Web サイトへのアクセス数又は利益が向上することまでは保証しないものとする。</p> <p>4. 本件業務には、本 Web サイトの仕様の変更・コンテンツの更新等保守管理サポートは含まれないものとし、<u>同サポートを希望するときは第 24 条に定める保守オプションを申し込むものとする。</u></p> <p>5. お申込者はお申込者の事業として、もしくはお申込者の事業ために本件業務を当社に委託するため、本契約がクーリングオフの対象外であることをここに確認する。</p>	<p>第 2 条 (請負契約)</p> <p>1. 本契約の締結により、お申込者は、本申込書記載の Web サイト(以下「本 Web サイト」という。)の制作にかかる業務(以下「本件業務」という。)を当社に委託し、当社はこれを受託する。</p> <p>2. 本件業務の委託は請負契約とする。</p> <p>3. 当社は第 3 条で定めるデザイン・コンテンツ及び仕様のとおり Web サイトを完成させる義務を負うものとするが、お申込者の売上高、Web サイトへのアクセス数又は利益が向上することまでは保証しないものとする。</p> <p>4. 本件業務には、本 Web サイトの制作以外の業務は含まれないものとし、<u>Web サーバーの運用管理、本 Web サイトの保守、サポート、履歴のバックアップ、WordPress のインストール及び WordPress のバージョンアップ時の対応等は本件業務の対象外とする。</u></p> <p>5. お申込者はお申込者の事業として、もしくはお申込者の事業ために本件業務を当社に委託するため、本契約がクーリングオフの対象外であることをここに確認する。</p>
<p>第 9 条 (損害賠償の範囲)</p>	<p>第 9 条 (損害賠償の範囲)</p>

<p>1. <u>お申込者は、本契約の履行に関し、当社の責めに帰すべき事由により被った直接かつ現実に発生した通常損害に限り、当社に対して損害賠償請求をすることができる。</u></p> <p>2. <u>お申込者が本契約に関連して当社に対して請求できる損害賠償額は、債務不履行、瑕疵担保責任、製造物責任、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本件業務の委託料の金額を限度とする。</u></p>	<p>1. <u>当社が、本契約に関連してお申込者に対して負担する損害賠償責任は、いかなる場合も当社の責めに帰す事由により、お申込者が直接かつ現実に被った通常の損害に限られるものとする。</u></p> <p>2. <u>お申込者が本契約に関連して当社に対して請求できる損害賠償額は、本件業務の委託料の金額を限度とする。</u></p> <p>3. <u>当社の責めによる事由により、当社が納品予定日までに本 Web サイトを納品できなかったときは、損害賠償として納品予定日の翌日から本 Web サイトの検収完了に至るまで、委託料につき年 6%（年 365 日日割計算）の割合による金員をお申込者に対して支払うものとする。当社は、本 Web サイトの納期遅延について、本項に定める以外の責任を負わないものとする。</u></p>
<p>第 14 条（遅延損害金）</p> <p>1. <u>お申込者が本契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、当社に対して、支払期日の翌日から支払い済みに至るまで、年 14.6%（年 365 日日割計算）の割合による遅延損害金を支払うものとする。</u></p> <p>2. <u>当社の責めによる事由により、当社が納品予定日までに本 Web サイトを納品できなかったとは、納品予定日の翌日から本 Web サイトの検収完了に至るまで、年 6%（年 365 日日割計算）の割合による遅延損害金をお申込者に対して支払うものとする。</u></p>	<p>第 14 条（遅延損害金）</p> <p>お申込者が本契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、支払期日の翌日から支払い済みに至るまで、<u>遅延金額につき年 14.6%（年 365 日日割計算）の割合による遅延損害金を当社に支払うものとする。</u></p>
<p>第 24 条（保守オプション）</p> <p><u>お申込者は、当社と保守料及び保守範囲につき協議のうえ保守オプションを申し込むことにより、当社に対して本 Web サイトの簡易な仕様の変更・コンテンツの更新等を内容とする保守サービスを当社所定の範囲内で行</u></p>	<p>第 24 条（保守オプション）</p> <p><u>お申込者が、本 Web サイトの履歴のバックアップ、WordPress のインストール及び WordPress バージョンアップ時の対応等を当社に委託するときは、月額保守オプションを申し込むものとする。</u></p>

<u>わせることができるものとする。</u>	
<p>第 26 条 ((約款の変更)</p> <p>当社は、1 か月前までに当社のホームページ上で告知することにより本約款を変更することができるものとする。</p>	<p>第 26 条 (約款の変更)</p> <p>1、当社は、1 か月前までに当社のホームページ上で告知することにより本約款を変更することができるものとする。<u>ただし、本規約の変更の内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又はお申込者の一般の利益に適合するような内容である場合、当社は直ちに本規約を変更することができるものとする。</u></p> <p>2. <u>お申込者が本規約の変更に同意できないときは改訂日までに当社に申し出ることにより本契約を将来に向かって、解除することができるものとする。</u></p> <p>3. <u>お申込者が改訂日までに本規約の変更に同意しない旨の申出をしない場合は、変更に同意したものとみなす。</u></p>